

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案の公告

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するため、農業経営基盤強化促進法第19条第7項及び農業経営基盤強化促進法施行規則第20条の規定により、その案を公告する。

令和8年6月29日

鹿屋市長 郷原 拓男

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案の備付場所

鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市農林商工部農政課

鹿屋市輝北町上百引3914番地
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿屋市串良町岡崎2081番地
鹿屋市串良総合支所産業建設課

鹿屋市吾平町麓3317番地
鹿屋市吾平総合支所産業建設課